

印西市受動喫煙防止対策スケジュール

1. 印西市における受動喫煙防止対策の実施時期について

改正健康増進法では、2019 年 1 月から段階的に施行し、2020 年(H32 年)4 月 1 日までに全面施行、①②③の施設については 2019 年 7 月 1 日を施行日としているが、印西市では、印西市敷地内全面禁煙化計画(平成 29 年総務課)により、ある程度の受動喫煙対策が進んでいることと、迅速に市民の健康を守るため、印西市受動喫煙防止対策ガイドラインに基づき、2019 年 4 月 1 日からの敷地内禁煙化をめざす。

2. 施設の種類の印西市受動喫煙防止対策ガイドラインのめざす姿および実施時期

【表1】

施設・場所	めざす姿	主な具体例	実施時期
① 子どもが多く使用する施設	敷地内禁煙	学校・幼稚園・保育園・児童福祉施設など	2019 年 4 月 1 日までに実施 ＊すでに実施済みの施設・場所も含む
② 病気の人、体の弱い人、妊産婦が多く使用する施設	敷地内禁煙 (注 1)	医療機関・薬局・高齢者福祉施設など	
③ 官公庁施設	敷地内禁煙	行政機関・市が設置、管理する施設(指定管理者が管理する施設を含む)	
④ 上記以外で多数の人が利用する施設	車内禁煙	公共交通機関(バス・タクシーなど)	2020 年 4 月 1 日までに実施
	敷地内禁煙又は屋内禁煙又は完全分煙(注2)	職場(事務所)・飲食店・運動施設・集会所・劇場・展示場・商店・娯楽施設・駅・バスターミナルなど	
⑤ その他	受動喫煙防止対策のための特別な配慮(注3)	公園・道路など	2019 年 4 月 1 日までに実施

◎注1の施設については、屋外に分煙施設(厚生労働省の受動喫煙対策助成金の対象*となるもの)を設置することができる。

◎注2の施設については、屋内に喫煙専用室(厚生労働省の受動喫煙対策助成金の対象*となるもの)を設置することができる。

◎注3の「特別な配慮」とは、近くに人がいる場合は喫煙を控えるなど、受動喫煙が起こらない状況にすることをいう。